

九州オープンデータ推進会議 会則

(目的)

第1条 本会は、九州・山口地域において、公共データの活用が進展し、官民の情報共有が図られることにより、官民の協働による公共サービスの提供、さらには行政が提供した情報による民間サービスの創出などによる地域の課題解決や地域経済の活性化に資するため、地方自治体が公共データを機械判読に適したデータ形式かつ2次利用が可能な利用ルールで公開すること（以下「オープンデータ化」という。）に取り組むための支援を行うとともに、九州・山口地域のオープンデータの収集・利活用を促進する社会基盤を構築することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、九州オープンデータ推進会議と称する。

(事業)

第3条 本会の事業は次に掲げるとおりとする。

- (1) 九州・山口地域の地方自治体がオープンデータ化の取り組みを始めるための支援
- (2) オープンデータ化の取り組みの課題や活用事例の共有
- (3) オープンデータカタログサイトの共同利用
- (4) オープンデータの共通フォーマットの策定
- (5) オープンデータの利活用促進
- (6) 「ビッグデータ&オープンデータ研究会 in 九州」などオープンデータの利活用を促進する組織と連携した活動
- (7) 本会の目的に賛同する地方自治体の増加のための取組
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、次に掲げる団体をもって構成する。

- (1) 本会の目的に賛同する九州・山口地域の地方自治体
- (2) 公益財団法人福岡アジア都市研究所（URC）
- (3) 公益財団法人九州先端科学技術研究所（ISIT）

2 本会の入退会は書面（様式任意）をもって行わなければならない。

(運営)

第5条 本会の運営は、推進会議を開催し、会員による合議により行う。

2 本会は、代表を1名置き、代表は会員（地方自治体に限る。）の持ち回り（1

年毎)とする。

3 代表は本会を代表し、会務を総括し、円滑な運営に務める。

(実務者会議)

第6条 推進会議の下に実務者会議を置き、第3条に掲げる事業の実施に係る協議・調整などを行う。

(事務局等)

第7条 本会の事務局は、公益財団法人九州先端科学技術研究所（I S I T）内に置く。

2 本会の所在地は、事務局の所在地（〒814-0001 福岡県福岡市早良区百道浜2丁目1番22号）とする。

(費用負担)

第8条 本会の活動に必要な経費（交通費等）は、それぞれの団体が負担する。

(会則改正)

第9条 本会則の改正が必要な場合は、推進会議で協議し決定する。

附 則

この会則は、平成28年5月31日から施行する。